

長良九条の会だより

NO 124
2017年5月
事務局
林磨利子方
090-6769
-9809



第5回憲法カフェ 4月22日(土)開催

今回の参加者は十五名でした。テーマは、あんま・マッサージ・指圧師の養成課程を新設したい専門学校が、それを認めない国を訴えている裁判についてです。盲学校の講師をされている全盲の岩田さんからの問題提起。

今、日本の裁判所で係争中の晴眼者(目の見える人)のためのあんま・マッサージ・指圧師養成課程の新設について、国を相手取って専門学校が訴えを起こしている。現在の日本の法律ではこの課程の新設は制限されている。一九四七年(64年改定)あんま、マッサージ、指圧法19条によって制限されているからである。視覚障がい者の職業の分野に健常者が、今以上参入することで視覚障がい者の生活権を奪いかねない。

憲法22条の「職業選択の自由」に違反するという理由によってこの訴えは起こされているが、この22条には「公共の福祉に反しない限り」という文言がついている。視覚障がい者の限られた職業に、健常者が今以上参入することを制限する法律は、果たして憲法違反か否か。注視したい。(第一回口頭弁論は昨年9月にありました。)

今回の話題はこれ以外に共謀罪(大垣警察署が風力発電にかかり中電子会社に流した個人情報・マイナンバー制度等)言論の自由を奪われかねない今の政治状況をみんなで話し合った。

(ひらつか記)

今後の予定

◆5月27日(土) 10時
第6回ながら憲法カフェ
長良公園研修センター

◆5月19日(金)
18時30分～
「共謀罪反対大集会」
長良川国際会議場
講師 海渡雄一弁護士

◆5月22日(月)
16時～16時30分
街宣活動 長良公園入口



「ながら憲法カフェ」に参加して

岩田喜久

先日は「ながら憲法カフェ」に参加させていただきありがとうございました。この度は座馬さんには機会を作ってください、参加者のみなさんにはなじみのない視覚障がい者の問題でしたが、一般の方に裁判のことを知っていただく稀な機会ですし、この裁判についてどういう反応をされるかということもあり、私としましてはそれなりに緊張して参加しました。そもそも視覚障がい者がどのような生活環境で過ごしているのか、就労状況など、裁判そのものよりも、まずベースになっている生活それ自体を最初に紹介すべきだったと感じています。

視覚障がい者の就労状況はあんま業という職業に依存せざるを得ない面がありますし、実際にはその職業も一般の方が占める割合が増え続けています。そこでこの裁判になります。

視覚障がい者は裁判の当事者ではありませんが職業選択の自由を制限している国の立場を総出で支援しています。それはあんま業以外の職業が、視覚障がい者には開かれていない現状があるということからも来ています。そのあたりの関係を話の中で、もっと明確にお伝えしなければなりません。

私にとっては反省ばかりが残る経験でしたが、日頃は視覚障がい者と接点のない方々の意見を伺えましたし、弁護士の方には専門的な見解も伺うことができ、本当に貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。

みんなの広場

安倍政権の「ポスト真実」

代表呼びかけ人

木村隆之(長良西在住)

安倍政権は「ポスト真実」を地で行く政権である。その類の行動は挙げればきりが無い。

「フクシマの放射能汚染は完全にコントロールされている」

「辺野古移設が沖縄の基地負担軽減の唯一の道」

「デフレ脱却にはアベノミクスしかない。日本経済は緩やかな回復基調にある」

「安保法制は平和のため」

「共謀罪は一般人を対象としない」

等々

「南スーダンの自衛隊日報は廃棄した」

「安倍夫人は森友学園に一切関与していない」などという明らかに虚言はこの延長線にある。

安倍政権が「真実ファースト」

(すなわち、憲法で保障された「知る権利」「思想信条の自由」)

を求める国民から歴史的審判を受ける日も遠くはないだろう。

5月3日 憲法記念日

講師 川田忠明氏（平和委員会） 岐阜市文化センターにて

全体的に解りやすい明快な会でした。論点は3つ。①市民が変える。武力では解決不能。

②核兵器廃絶ではなく禁止条約の締結で次につなげる ③憲法を道しるべに。

私としては核兵器廃絶の国際署名に力を入れること。なんととっても被爆国日本のやるべきことの一つである
と考える。さらにもう一つ考えさせられたことがある。欧米の国民運動がその国の政治に影響を与えているとい
うことを聞いて、さて日本はどうであろうか。市民運動と野党連合の力は、「長良九条の会」も11年というスパン
で活動している。その広がりがどうも今一実感できないでいる悔しさをぬぐえない。さてどうするか課題はは
っきりしている。もう一つ、安倍の支持率が高くて、それは代わる政権が見当たらないということである。
その点がクリアされたら問題は解決される。だから「安倍の支持率の高さは消極的支持率である」と川田さん
は仰っています。この二つの課題にどのように立ち向かうのか私たち自身が試されている。（平塚澄子 記）

「九条の会」は4月27日、東京都新宿区で記者会見を開き

「日本国憲法施行70周年にあたって」を発表。

日本国憲法は今年、施行70年を迎えました。この70年、この憲法を「改正」しようとする攻撃が絶え間なく
おこなわれてきたにもかかわらず、「再び戦争をしない」と決意した私たちは「九条守れ」の運動をねばり強く
展開し、これをはねかえしてきました。しかしいま安倍政権は、アメリカに付き従った軍事同盟を背景に、「国
益」、「安全」の口実のもと、集団的自衛権容認の閣議決定をおこなうとともに、秘密保護法制定、武器輸出三原
則の撤廃、国家安全保障会議の設置、日米ガイドラインの締結、そして戦争法制定などを強行してきました。
さらに通常国会冒頭の施政方針演説では「次なる70年に向かって」憲法「改正」を提案すると明言するなど、
歴史逆行の暴走をエスカレートさせています。いま、アメリカではトランプ政権が誕生し、アジアでも大国主義
的行動や軍事的挑発が繰り返され、20世紀以来の世界がめざしてきた戦争違法化の流れに逆行する軽視できない
動きが強まっています。安倍政権の暴走は、こうした世界の逆流に便乗し、軍事力や恫喝が幅をきかす世界の中
で、強国の一員としての座を占めたいという野望に基づいています。4月7日のトランプ政権によるシリア攻撃
に対しても安倍首相はいち早く「米国政府の決意を支持する」ことを表明しています。こうした安倍政権の政治
がアジアの緊張を高め、戦争と武力衝突の危険を拡大するものであることは明白です。

こうした流れに対して、世界でも、武力や恫喝による解決に反対する市民の声が、当のアメリカも含めて噴出
しています。九条を掲げる私たちの運動は、平和な世界の構築に向けて、その先頭に立って積極的な役割を果た
すべき立場にあります。同時に、戦争法を廃止すること、南スーダンから自衛隊を即時撤退させること、沖縄辺
野古、高江の基地建設を阻むこと、共謀罪法案の成立を許さないこと、何より明文改憲に「NO」をつきつける
ことは、日本国民を強権で統治して物言わぬ存在にしておこうとする安倍政権の企みを打破し、現状に危惧を
もつ世界とりわけアジアの人々、国々に対して、九条をもつ日本の私たちに課せられた責任です。

戦争法廃止の運動のなかでは、立憲主義擁護の一致点にもとづいてかつてない共同が実現しました。南スー
ダンからの自衛隊施設部隊の撤退決定もその運動の成果です。安倍政権の暴走にストップをかけるのはこの共同を
さらに大きく、強固なものにしていく以外にありません。そして安倍政権を退陣においこむことです。

13年前、九条の会の出発に際して発表した「アピール」の言葉を、いま、あらためて掲げます。「日本と世界
の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、『改憲』のくわだてを阻むため、一人ひと
りができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます。 2017年4月27日 九条の会

つ ぶ や き

22日の「第5回ながら憲法カフェ」は結論が出せるという問題ではないが、一般的には知られていないことをこ
のような明るい場所に持ち出して議論し合うことに意味があったと思う。前回4月号「みんなの広場」も同じ。
これは教育の機会均等（14条・26条）の観点に照らして考えてみたい。この度の安倍首相の「2020年に改憲施行」
には自民党の石破氏も大変驚いているが、憲法壊す首相はいらない。何とかせねばの想いが高まる。ひらつか。